出向に関する確認書

〇〇〇〇○（以下「甲」という。）と△△△△△（以下「乙」という。）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という。）の労働条件及び出向にかかる経費の負担等について、次のとおり確認をする。

（目的）

第１条　甲は、乙の行う事業に従事することを目的として、同意した出向者を乙に出向させるものとする。

（出向者）

第２条　別に定める「出向に関する覚書」によるものとする。

（出向期間）

第３条　出向期間は、「出向に関する覚書」によるものとする。なお、その期間は、甲における勤続年数に通算するものとする。

２ 甲又は乙のいずれかの都合により、出向期間の延長又は短縮を希望するときは、相手方に１か月前までに申し出るものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（身分）

第４条　出向者は、在籍型出向とし、甲の従業員の身分を失わないまま、乙の指揮監督下において、乙の業務に従事するものとする。

（就業時間、休日、休暇等）

第５条　出向者の就業時間、休憩時間、休日等の勤務条件については、乙の就業規則に従うものとする。

２ 出向者の休暇の取扱いについては、甲の就業規則に従うものとする。

３ 出向者のその他の勤務に関する事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（給与・賞与・退職金の支給）

第６条　出向者の給与、時間外労働手当、賞与及び退職金は、甲の規程を適用し、甲が出向者に直接支給する。

（給与等の負担）

第７条　乙は、別に定める「出向に関する覚書」に基づく月額金額を負担する。

（時間外労働手当等の負担）

第８条　出向者の時間外労働手当及び休日労働手当については、別に定める「出向に関する覚書」に基づいて算出し、その金額を乙が負担する。

（勤務場所及び予定職務）

第９条　出向者の勤務場所及び予定職務は、「出向に関する覚書」によるものとする。

２ 乙は、勤務場所及び職務を変更しないものとする。

（労働条件）

第10条　出向者の労働条件は、「出向に関する覚書」によるものとする。

（社会保険・労働保険）

第11条　出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険は甲において継続加入の上、これらにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

２ 出向者の労働者災害補償保険は、乙において付保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する。

（出張旅費）

第12条　乙が出向者に対して、業務上の要請に基づき出張を命令したときは、その出張に要する旅費は乙の出張旅費規程に基づき乙が負担する。

（負担金の支払）

第13条　出向者が乙の業務遂行上要した費用は、乙の規程に基づき乙が支給する。

２ 出向者の乙への赴任及び甲への帰任に要する旅費は、甲が負担する。

３ 本契約に基づき乙が負担すべきものを甲が支給したときは、甲から乙への請求に基づき乙が甲に支払うものとする。

（健康管理・安全衛生管理）

第14条　出向者の健康及び安全衛生管理は、原則として乙の措置による。ただし甲は、出向者の健康及び安全衛生について乙の施策を十分把握し、甲の労働者との公平を失しないよう配慮を行う。

（服務規律）

第15条　出向者の服務規律に関する事項は、乙の定めるところによる。

出向者は、次の行為をしてはならない。

（１） 乙の名誉を毀損し、又は利益を害すること。

（２） 出向期間及び出向期間終了後において乙及び出向期間中に知り得た業務上の秘密を漏らすこと。

（分限及び解雇）

第16条　甲は、第15条の規程に関して義務違反等があった場合、出向者の分限、懲戒について、甲の関係規程を適用する。

（通知および報告）

第17条　甲は必要がある場合に、出向者の勤務状況について乙に報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第18条　本確認書に記載のない事項、その他本確認書に関し生じた疑義については、甲乙協議の上、解決するものとする。

この確認を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○　○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○　○○○○